



Title	ミヤンマー国立図書館所蔵のダマウィラータ写本
Author(s)	大野, 徹
Citation	大阪外国語大学アジア学論叢. 1992, 2, p. 21-55
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/99648">https://hdl.handle.net/11094/99648</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# ミャンマー国立図書館所蔵のダマウイラータ写本

大 野 徹

## 1. ダマウイラータ・ダマタッとは何か

インドから東南アジア諸地域へ伝えられた様々な古代文化の一つに、マヌ法典すなわちマーナヴァ・ダルマ・シャーストラ (Mānava Dharma Śāstra) がある。<sup>(1)</sup> サンスクリット語で書かれたこのマヌ法典は、パーリ語またはモン語を経由してビルマ語に翻訳されたとみられる<sup>(2)</sup>が、記録に残されている限りではビルマ最古の法典は12世紀の後半、モン人の僧侶ダマウイラータによって書かれたダマウイラータ・ダマタッ (Dhamma Vilasa Dhammathat) だ<sup>(3)</sup>とされている。ビルマの伝統法の内容を外国人としては初めて詳細に紹介したフォルヒハンマー (Forchhammer) によると、このダマウイラータ・ダマタッは、1174年に即位したナラパティスイートゥー (Narapatisithu) 王の治世に、ダラ町にいたサーリップッタラすなわちダマウイラータという僧侶によってパーリ語のマヌイン・ダマサッタからビルマ語に翻訳されたものだという事がビルマ語文献『カウイ・レッカナー・ディーパニー』に記されている<sup>(4)</sup>という。その『カウイ・レッカナー・ディーパニー』は、時の国王ミンドンによって下問された事柄をティーリマハーゼーヤが答申したもので、1865年に編纂されている。<sup>(5)</sup> つまり、12世紀の出来事が7百年も後の文献を使って説明されているのである。そのためであろうか、フォルヒハンマーの説（厳密に言えばティーリマハーゼーヤの記述）は、ダマウイラータ・ダマタッの原典が現存していないだけでなく、その事実を証明する同時代の碑文さえ無いことから、信憑性に欠ける<sup>(6)</sup>という批判もある。『ビルマ文学史』の著者ウー・ペーマウンティンによると、ダマウイラータ僧正によって書かれたパーリ語の原典はその後失われてしまい、現在残っているのはビルマ語訳だけだ<sup>(7)</sup>という。したがって、ダマウイラータ・ダマタッの内容を知ろうとすれば、

そのビルマ語訳を見る以外に方法はないのだが、ビルマ語訳ダマウイラー・ダマタッは、そのごく一部がミャンマーの大学用テキスト<sup>(8)</sup>及び「ビルマ文学名作選」<sup>(9)</sup>の中で紹介されたことを除けば、今までに一度も印刷出版されたことがない。言うなれば、幻の文献である。

1991年9月から11月までミャンマーに出張する機会を得た筆者は、ヤンゴンの国立図書館で、館長のウー・キンマウンティン (U Khin Maung Tin) から、同館にはダマウイラー・ダマタッの貝葉が所蔵されていることを聞き、手書きのコピー1部を同館長の好意で入手した。縦長の変型A4サイズの紙に書き写されたコピーには筆写した館員の配慮でページ数が打たれている。ページは全部で193ページあり、最後にKinwun Pe No.18という同館の貝葉整理番号が記され、筆写した館員の名前が添書されている。

貝葉というのは、両端を切り揃えたタラバヤシ (*Corypha elata*) の葉に鉄筆で文字を記したもので、通常300枚を単位に束ね、左右に穴を開けて、細い竹ひごを刺し通し、上下に貝葉とほぼ同一サイズの木の板をあてがって全体を固定する。その貝葉に文字を記すには、物差しで貝葉の上に8本から12本の線を引き、その線に沿って文字を刻み込んでいく。刻み込まれた貝葉をタールで拭くと刻まれた文字が黒ずみ判読できるようになる。貝葉に文字を書く時には、最初と最後の貝葉2枚を除き、全て表側（反り返った方）から書き始め、書き終わるとその裏側（窪んだ方）へと移る。最初（第1枚目）では裏側だけが、最終貝葉では表側だけが、それぞれ使われる。

入手したダマウイラー・ダマタッの貝葉コピーを見ると、各ページとも裏表いずれも13行ずつ記されている。ページ毎に打たれたビルマ文字のアルファベットを見ると、Ka から Gha までの4文字だけだが、その4子音文字がさらに12の母音文字に区分されているため、全体で48ページある事が判る。それがさらに裏と表に別れているから、貝葉の分量は全部で96ページ分となる。1ページに13行ずつ書かれている事から考えると、全体の行数は1,248行である。貝葉としては、さほど多い枚数ではない。ただ、この枚数が、ただちにダマウイラー・ダマタッの総枚数を表すことには必ずしもならないと思われる。貝葉の最終ページには、一般にその貝葉を書き記した人の名前と記し終えた年月日とが書き込まれるのが

普通である。ところが、筆者が入手した手書きのコピーの最終ページには、それがまったく見当たらない。この事実から考えると、ミャンマーの国立図書館に所蔵されているダマウイラータ・ダマタッの貝葉は、貝葉としては不完全版である可能性が強い。貝葉コピーには、司法規定の直前に、債務、寄託といった十八章の項目が記されているが、その最終項目名は「賭博」となっている。ところが、実際の手写コピーは「遺産の配分」で終っており、賭博に関する規定はまったく見当たらない。この事実からも、この貝葉が不完全であることが判る。

## 2. ダマウイラータ・ダマタッ写本とマヌ法典との比較

入手した手書きコピーによると、ダマウイラータ・ダマタッ写本は「世尊に、応共に、正遍知に、帰命す」というパーリ語の総礼文で始まり、司法規定へと移る。その司法規定を記述する前に導入部がある。導入部の内容は、人類最初の支配者たるマハーサンマタの選任とマヌ大臣へのマハーサンマタの判決依頼、マヌによる裁判官の心得（八種の災厄、十種の刑罰、四悪趣、四種の不正、八人の証人、信用可能な証人十二人、証人としては不適当な四十人、証人への尋問の仕方など）の説明。マヌによる判決7例の内、最後の判決（胡瓜の所有権）での過ち、マヌの隠棲、宇宙の壁に記された巨大な文字の書写、マハーサンマタへのダルマシャーストラの提出というマヌ伝説が語られる。その後、比丘のダマウイラータによるダマタッの編纂が述べられる。編纂開始の年月日も、終了の日付も明らかにされていない。その後、マヌ法典の効能が説明され、司法の規定へと移る。

司法の規定は、（1）債務（2）寄託（3）他人の財産の売買（4）贈答品の返還（5）報酬の配分（6）労賃の支払い（7）誓いに対する裏切り（8）牛の所有者と牛飼いの争い（9）売買の解除（10）境界争い（11）中傷（12）窃盜（13）暴力行為（14）殺人（15）夫婦の間柄（16）奴隸（17）遺産の分配（18）賭博の十八章から成っている（最後の第18章が貝葉コピーに欠けている事は前に述べた）。

このダマウイラータ・ダマタッに記された司法規定の構成を見ると、マヌ法典<sup>10</sup>の司法規定（ヴァヴァアハーラ）と極めて酷似していることが判る。両者の司法規定の章構成を対照してみると次のようになる。

章番号	マヌ法典	ダマウイラー・ダマタッ
1.	債務	債務
2.	寄託	寄託
3.	所有権無き者の売買	他人の財の売買
4.	祭官の謝礼	贈与品の返還
5.	贈与の留保	報酬の配分
6.	賃金の不払い	労務者の賃金
7.	契約の不履行	誓いに対する裏切り
8.	売買の解除	牛の所有者と牛飼い
9.	家畜の所有者と牧夫	売却した財の取戻し
10.	境界紛争	境界
11.	言葉による侮辱	中傷
12.	暴力行為	窃盗
13.	窃盗	暴力行為
14.	凶悪犯罪	殺人
15.	姦通	夫婦の間柄
16.	夫婦の法	奴隸
17.	遺産の分配	遺産相続
18.	賭博	賭博

以上18章の内、両者間で章番号も章名も一致しているのは、(1)債務 (2)寄託 (3)所有権無き者の売買 (6)賃金の不払い (7)契約の不履行 (10)境界紛争 (11)言葉による侮辱 (17)遺産の分配 (18)賭博の9章である。(8)売買の解除と(9)家畜の所有者と牧夫、及び(12)暴力行為と(13)窃盗とは、両者間で順番が入れ替わっている。また、マヌ法典の(5)贈与の留保はダマウイラーでは(4)、マヌ法典の(16)夫婦の法はダマウイラーでは(15)と言うように、それぞれ1章ずつ繰り上がっている。以上のように、マヌ法典とダマウイラーとでは、全18章構成の内、15章までが共通している。両者間で共通性がないのは、マヌ法典の(4)祭官の謝礼と(14)凶悪犯罪、(15)姦通の3章、ダマウイラーの(5)報酬の配分と(15)殺人、(17)奴

隸の3章だけである。

マヌ法典の(14)とダマウイラータの(14)とは同一内容のように見えるが、中味はまったく異なる。

以上のように、マヌ法典とダマウイラータ・ダマタッとは、司法規定の構成に関する限り、共通性が極めて高いと言えるが、各章の中味を具体的に比較検討してみると、必ずしも内容が一致しているとは言い難い。以下、両者間に共通する規定をダマウイラータの中から邦訳抜粋する。また、それらと対応するマヌ法典の項目番号を各文末ごとにカッコに入れて示す。ダマウイラータ写本には項目番号が付けられていないからである。

#### (1) 債務

債権者の力が弱く債務者が強い場合、王は吟味の上、力の弱い債権者に（債権を）取得させよ [8-47]

債務者が債務の存在を否定したり、未返済であるにも拘らず返済済みなりと虚偽の申し立てを行った場合、吟味の上、債権者の主張が正しい事が判明すれば、債権者の要求額を（債務者に）支払わせよ [8-51]

財貨を貸与する場合、利子は年率で2倍とする。（貸与期間が）何年たとうと年率2倍以上の利息を徴収してはならない [8-151]

債権者が債権があると主張し、債務者は債務がないと否定している場合、貸与の日付と数量とが記録され、かつ証人がいれば、債権者の要求額を支払わせよ [8-52]

債務者が保証人を立てて借りた場合、保証人の責任は、債務が完済されるまで免除されない [8-158]

債務は、債務者が死亡しても消滅しない。債務者が行方不明になったり死亡したりした場合は、借りる時に居合わせた立会人、または保証人が、元金を返済すべきである [8-166]

債務に関する規定は、マヌ法典よりはダマウイラータの方が遙かに多い。ここに挙げた6項目（マヌの8-47、51、52、151、158、166）を除けば、ダマウイラータの規定の大半は、マヌ法典には存在しない。また、両者間に共通するとして取り上げたこの6項目も、完全に一致するわけではない。例えば、債権者の

権利を保障したマヌ法典の8-47には、債権者、債務者相互の力関係を示す表現は見られないし、債権者の要求額どおり返済することを規定したマヌの8-51では、僅少の料金の支払いが義務づけられている。また、マヌの8-166は、遺族による支払い義務の継承規定である。

### （2）寄託

友多き人、身分尊き人、品行すぐれし人、言葉正しき人、隠し事をせぬ人、富裕なる人、他人を敬う人、財貨を預ける人は、以上のような人に寄託せよ [8-179]

寄託した財貨を受ける時には、預けた本人が受け取るべし。預かった人は、預けた本人が引取りにきた時に引き渡せ [8-180、185]

寄託した財貨が火災にあったり、盜難にあったり、水中に沈没したり、王権の変動に伴い喪失したりした場合（預け主はその財貨を）失う [8-189]

預かり主が預かった財貨を隠したり、預け主が引取りに来た時紛失したと偽って引き渡さなかつたような場合、取調べの上露顕すれば、寄託された財貨に相当する額を償え [8-191]

預けてもいないのに預けたと主張している場合、取り調べの結果その主張が虚偽であることが発覚すれば、預けたと主張していた額を償え [8-191]

ダマウイラーの寄託の規定はマヌ法典よりは遙かに多い。共通する規定は以上の6項目だけだが、各規定とも完全に一致しているわけではない。例えば、マヌ法典の8-180は、寄託者の近親者に対する返還の禁止規定であるし、8-191は窃盗犯扱いの規定である。また、ダマウイラーでは寄託物が「命あるもの」と「命無きもの」とに区別されているが、マヌ法典には「命あるもの」の寄託に関する規定は存在しない。

### （3）他人の財の売却

他人に贋物を売却した者は、財の形状を変えてあれば、裁かれる [8-897]

贋物が第三者に売却された場合、購入者が公衆の面前で購入し代価も正当に支払っていれば、財の所有者は購入者に代価を支払って取り戻せ [8-202]

生活に困って、親、兄弟、子供、叔父、叔母など血縁者の財を売却した場合、元の通り返済せよ、窃盗の罪は問わない [8-198] 血縁関係に無い者が売却し

た場合は、財を返済の上、窃盗の罰を受ける [8-198]

価値に見合う支払いが行われた場合、10人近い立ち会い人の面前で支払いが行われていれば、窃盗にはならない [8-201]

マヌ法典では「所有権無き者の売買」とか「所有者でないものによる売却」などと訳されている章で、9章から成る。ダマウイラータの場合は項目数がも多い。しかし、その大半はマヌ法典には見当たらない。

#### (4) 贈与品の返還

マヌ法典では「贈与の留保」あるいは「贈与物の不譲渡」などと訳されている章で、3項目からなる。ダマウイラータでは贈与に6種類あると定め、贈与物の返還請求が認められる場合と認められない場合とを規定している。したがって、章名としては同じでもダマウイラータとマヌ法典とでは内容が異なる。

#### (5) 報酬の配分

一人だけ怠慢により働かなかった場合、賃金の支払いを検討すべし [8-215]

マヌ法典では「賃金の支払いの拒絶」または「賃金不払い」などと訳されている章で、5項目から成る。ダマウイラータでは仏塔、寺院、宿坊など仏教建築物の建立に従事した大工たちの報酬として規定されており、マヌ法典の内容とは合致しない。

#### (6) 労務者の賃金

この章は、労務者と雇傭主との関係を規定したもので、具体的には農業労務者、運送の監視者、門番、洗濯屋、医師、弁護士、家畜の貸借、牛車の運搬請負、小舟による運送請負等、多種多様な契約を含む。マヌ法典にはしばり該当する章が見当たらない。強いて言えば、(5) 同様「賃金支払いの拒絶」や、(7)「契約の不履行」、(9)「家畜の所有者と牧夫」、場合によっては(1)債務及び担保の一部、更には第8章の末尾に付加されている「その他の規則」等の一部に相当する。

肉体労働に従事する労務者は、たとえ病気になっても食料の支給は打切られない。賃金も定められた通り支払われる [8-216]

船頭が舟賃を徴収する時には、相応しい金額を受取るべし [8-406]

貨物を舟に積込む時、杜撰な取扱いによって貨物の一部が零れ落ちた場合、船

頭はそれを償え [8-408]

十分に注意を払って運搬したのに紛失した場合には、船頭に責任は無い [8-409]

船頭は、妊婦、比丘、婆羅門、病人等から、舟賃を徵収してはならない [8-407]

代価を払って、牛、水牛等を借りた場合、牛が死ねば、尻尾や皮を見せ、肉を牛の持主に引き渡せ [8-234]

牛車を賃借りする者は、行き先と日数とを考慮して料金を定めよ、希望の場所へ行かず牛車を破損すれば牛車の運送賃は貰えない [8-156]

舟を賃借りする者は、行き先を告げ、日数を定めて舟賃を決めよ。決められた日数に従って運航すれば定められた通りの舟賃を受け取ることができる [8-156]

#### (7) 誓いに対する裏切り

村または集落あるいは国において、比丘又は婆羅門の面前で誓約した者が誓いを破った場合、裁かれる [8-219]

マヌ法典では誓いを破った者に対する処置は、罰金支払い及び王国からの追放であるが、ダマウイラータでの処置は、違反者の身分に応じて異なる。それらの処置は「刑罰」と呼ばれ、身分の格下げ、親戚からの追放、頭髪の剃り落とし、象小屋や馬小屋での居住と清掃、笞による打撃、罰金の支払い等となっている。

#### (8) 牛の所有者と牛飼い

牛飼いは、子牛が乳を吸う現場を見て最良の牝牛を確め、搾乳せよ、絞った牛乳の半分は牛の所有者に渡せ [8-231]

飼育中の牛が、刃物で切られたり、病気になったり、崖から転落したり、饑餓になったり、蛇に咬まれたり、乳が出なかったりして死んだ場合、(牛飼いは)死んだ牛の皮や尾を牛の所有者に引き渡せ [8-232、234]

有棘の囲いが設けてないため、村の近くの田畠に家畜が侵入して(作物を)食い荒らしたとしても、罪はない [8-238]

牛飼いが付き添っているにも拘らず、柵で囲まれている田畠に家畜が侵入して(作物を)食い荒せば、牛飼いは笞で10回打たれる [8-240]

牛が田畠に侵入して荒した場合、牛飼いが付き添っていなければ、田畠の持主は牛を繋留しておき、牛飼いが現れた時に食い荒された痕跡を示して弁償させよ [8-241]

出産後10日以内の犢、子水牛、子豚、子山羊による食害については、罪はない [8-242]

この章では、マヌ法典16項目中、6項目と、共通する項目が、外の章に較べて比較的多い。但し、「家畜が田畠に侵入もせず作物を食い荒しもしていないのに、他人からの又聞きを確かめもせずに罵倒した場合、田畠の持主には刑罰が与えられる」とか、「家畜が人間に接触して怪我を負わせれば、負傷者に賠償せよ」といったダマウイラータの規定は、マヌ法典には見られない。

#### (9) 売却した財の取戻し

奴隸、家畜、家禽等を、公衆の面前において、価格を定めて売買した場合、気に入らなければ、10日以内であれば返還できる [8-222]

この文章は、マヌ法典の「売買の解除」と訳されている章であるが、マヌ法典の224項以降の内容は、欠点ある娘、未婚の処女に関する規定であって、ダマウイラータにはそのような規定は存在しない。「売却した財産の取戻し」に規定されているダマウイラータの内容は、奴隸や家畜の売買が中心で、「購入した家畜が、骨折、脱臼、怪我など様々な原因で死んだ場合、買主は返還できるし、購入代金の返還請求もできる」とか、「一旦購入した奴隸が7日以内に逃亡した場合、購入代金は取戻せる」、「価格を定めて売却した戦争奴隸は、代価を受領していれば、返還請求はできない」といった規定は、マヌ法典には見られない。

#### (10) 境界

村落においては、村の境に巨大な榕樹、サボテン等、境となる標識を立てて置くべし [8-246]

土地の境には、神社、井戸、池、宿坊、寺院、精舎、仏塔、標識石柱等を立てておくべし [8-248]

標識を設けているにも拘らず、境界争いが生じた場合には、その地の近くに古くから住んでいる古老等に尋ねて真実を明らかにせよ [8-253]

その地に古くから住んでいる古老が真実を知りながら真実を述べず虚偽を述べ

た場合は、刑罰に処せられる [8-257]

境界地に竹や灌木が繁茂し、密林と化して標識が確認できない場合には、牛飼い、小鳥捕り、蛇捕り、猟師、漁師、根を掘る人など、その地を生計の手段としている者に尋ねて真実を明らかにせよ [8-259、260]

他人の土地、他人の池、井戸、沼、田畠、樹木等を、他人の所有物だと知りながら、強奪破壊した場合には、刑罰に処せられる。強奪した場合には罰金 600、他人の所有物と知らずに壊した場合には罰金200を支払え [8-264]

境界紛争に関するマヌ法典の項目は22項目で、ダマウイラーの場合とほぼ同じだが、ダマウイラーには、水田の争い、寺領地の強奪破壊、兵士の封土、自由民の土地の強奪といった独特の規定がみられる。

#### (11) 中傷

身分高き人の座に、資格のないものが座れば、尻を切り取るべし [8-281]

親が来れば子供が道を譲り、兄が来れば弟が譲り、師が来れば弟子が道を譲べし [8-275]

唾を吐いてはならぬ人に唾を吐き掛けければ処罰される [8-282]

恩恵を受けた樹木を切り倒したり枝を折ったりした場合、木の持主に対して謝罪せよ [8-285]

恩ある人に恩を受けていないと言ったり、師や親を非難中傷する者には、刑罰が与えられる [8-275]

盲人に盲と言い、奴隸に奴隸といった場合、口にすべきでない事であれば、相応の償いをせよ。唾をおし、僕僕をくぐつ、矮小なる者をチビ、聲をつんぼ、盲をめくら、狂人をきちがい、疥癬病みを疥癬病み、癩患を癩患と言ってはならない [8-274]

ダマウイラーの中傷の項目には、マヌ法典の 8-281、282等のように「暴力行為」に含まれる項目が混在している。ダマウイラーの規定の内、「比丘や婆羅門の説法を故意に歪曲して伝えた者は熱した鉄板の上で処罰される」とか、「王族、宰相、武将、地頭等を野卑な言葉で罵倒した者は、一生その人の奴隸となるべし」「身分卑しき者が、商人や庶民に野卑な言葉を浴びせた場合は、象や馬の餌場に立ち、象や馬の糞の掃除をせよ」といった規定は、マヌ法典には見ら

れない。

#### (12) 窃盜

蜂蜜、水飴、椰子砂糖、黒砂糖、牛乳、乳酪、乳脂、酒、麹、飯、惣菜、水、竹製の編み籠等を盗んだ場合、1個に付き2個弁償せよ [8-326、327、328、329]

窃盜の項目はマヌ法典では42項目と比較的多いが、ダマウイラータと共に通する項目は以上の4項目だけである。マヌ法典では窃盜犯人に対する国王の取扱いは心構えを説いているのに対し、ダマウイラータでは具体的な窃盜例25例とその弁償のしかたを中心述べている点が異なる。従って、「国王の財を盗めばその価値の10倍、長者や庶民の財を盗めば5倍、弁償せよ」とか、「象を盗めば1頭に付き2頭、馬を盗めば8頭、水牛を盗めば5頭、牛を盗めば30頭、山羊、豚の場合には50頭、鶏、家鴨の場合には100羽、弁償せよ」等といったダマウイラータの賠償規定は、マヌ法典には見られない。

#### (13) 暴力行為

身分卑しき者が身分高き人を、手や足、牛追い用の突き棒等で殴った場合、殴打した者の家屋、財産を没収の上、よその土地へ追放せよ [8-279、280]

身分卑しき者同志が殴り合って相手の片目が潰れたり、腕が折れたり、頭が割れたり、頬に傷が生じたりした場合は、銀30チャッ<sup>(10)</sup>償え [8-284]

人や家畜に対し、傷跡が残るほど強打した場合は、傷が完治するまで治療せよ [8-286、287]

マヌ法典の「危害を与える罪」すなわち暴行の章は23項目で構成されているが、上記の5項目を除きダマウイラータと一致するものはない。当然の事ながら、「少年同志、または気違ひ同志、あるいは同意の上での格闘の結果、頭、頬、耳などが切れたり、手足が折れたり、歯が折れたり、死んだりしても、罪は無い」といった規定はマヌ法典には見当たらない。

#### (14) 殺人

マヌ法典では「殺人」という独立した章はない。ダマウイラータには、「刀、槍、弓矢等の武器を使って人を殺した者は、命の代償を償え。人を殺したからといって、報復のため（加害者）を殺してはならない」「殺人を犯した者は、銀30

チャッ<sup>(10)</sup>を償え」「婦人が妊娠中の場合、胎児は1か月なら銀1チャッ、2か月なら2チャッ、3か月なら3チャッ、4か月なら4チャッ、5か月なら5チャッ、6か月なら6チャッ、7か月なら7チャッ、8か月なら8チャッ、10か月で出生すれば30チャッの価値がある。従って、妊娠中の婦人を殴打して流産させれば、妊娠の月数に応じて償え」といった独特的の規定がある。

#### (15) 夫婦の間柄

女には、酒飲み、良からぬ者達と付き合う者、夫の言う事を聞かず夫と言い争う者、夫の稼ぎを浪費する者、家の外に間男を作る者、他人の家庭に出入りする者など、6種の罪業がある [9-13]

夫がよそへ出稼ぎに行く時には、妻の生活費を確保した上で出かけよ [9-74]

妻は、夫が帰って来るまで待つべし [9-75]

妻は、夫が生活費を残してくれている場合、8年間は待つべし。学問のため出掛けたのなら、8年、ほかの女と同棲しているのなら3年間、待つべし [9-76]

妻が夫を必要とせず、立ち去る場合は、1年間待つべし [9-77]

結婚資金を受取った後、娘を別の男に嫁がせた場合は、婚資の2倍を返還せよ [9-99]

人目に触れぬ物陰で、人妻と言葉を交わした者は、姦通の罪で銀15チャッ償え [8-356]

人妻の髪や揉み上げに手を触れてはいけない。耳飾りや指輪を外してはいけない。首に手を回したり、頬に接吻したり、乳房に触れたりしてはいけない。そのような行為を行なった場合は銀15チャッを償え [8-357、358]

男が人妻と過ちを犯せば銀30チャッを償え [8-352]

以上のように、ダマウィラータの「夫婦の間柄」にはマヌ法典の第8章姦淫の罪と第9章夫婦の法の2章が含まれている。「子女を嫁がせる（親の）義務」も、この章に含まれている。

#### (16) 奴隸

奴隸には、王より下賜された奴隸、飢えのため食べ物を貰ってなった奴隸、戦場で捕虜となった奴隸、家系的な（先祖代々の）奴隸、女奴隸から生れた奴隸、危険から逃れ保護を求めてなった奴隸、親から相続した奴隸、代金を支払って購

入した奴隸、担保入質された奴隸、以上12種類の奴隸がある [8-415]

奴隸の章は、マヌ法典には独立した章としては存在しない。従って、「妻が自由人、夫が奴隸の場合、夫が所有主の下から逃亡すれば、妻が代価を払って贖身させよ」とか、「夫と妻とが別々の所有者に属する奴隸である場合、二人の贖身は所有者二人が行なえ」といったダマウイラータの規定は、マヌ法典には見られない。

#### (17) 遺産相続

両親が生存中に財産を分与する事は望ましくない。財産は父母が二人とも死亡した時初めて、子供達に分与される [9-104]

両親が死亡し、長男（オーラーサ）と他の息子達とで遺産を分け合う場合、長男は、金銀、奴隸、牛等の財産の内、好みの奴隸や牛を先に取得する事ができる [9-114]

長男は、残りの財産を10等分してその10分の1を取得できる。更に、残りの財産を再度10等分してその10分の1を取得する事ができる [9-112]

長男を除く他の男子達は、長男が取得した残りの財産を10等分してその10分の1ずつを取得できる [9-116、117]

遺産を20分して配分し終えた後、年少の弟妹達は、長兄を父の如く、長姉を母の如く敬うべし [9-109、110]

男子の中に、啞、吃、白痴、癱病み、盲人、聾、性不具者、両性具有者（ふたり）等がいる場合、親族から追放すべし [9-201]

これら身体に欠陥のある男子は、他の男子と対等に遺産を相続する事はできない。食べたり着たりできる程度の額を渡すべし [9-202]

親の遺産は、子供達が相続すべし、祖父、曾祖父、高祖父、伯父、叔父、祖母、伯母、叔母等は、相続してはならない。相続人がいない場合は、子供の遺産を親が相続すべし [9-185]

子供も孫もおらず、死亡した人の遺産は、両親がいなければ、弟または兄が相続せよ [9-185]

遺産の相続人が誰もいない場合は、国王が没収する [9-189]

以上のように、相続に関する規定には、マヌ法典とダマウイラータとの間で共

通する項目もあるが、両者それぞれに固有の規定も少なくない。例えば「父が死んで母と長男とで遺産を分け合う場合」とか「母が死んで父と長女とで遺産を分け合う場合」「夫が死亡すれば妻が相続する」「妻が死亡すれば夫が相続する」といったダマウイラータの規定は、マヌ法典には見当たらない。

### 3. ダマウイラータ写本とワーガルー法典との内容比較

現存するビルマ最古の法典の一つは「ワーガルー・ダマタッ」<sup>(12)</sup> だとされる。ワーガルーとは、1287年に南部ビルマの支配者となり、1539年まで続いたハンターワディー王朝を創設した人物<sup>(13)</sup> で、モン語ではマガドゥー（長い笠の意）、タイ語ではファールワ、ビルマ語ではワールーまたはワーレールーあるいはワーガルー等と呼ばれる。<sup>(14)</sup> 1892年に英訳された刊本「ワーガルー王のマヌ・ダンマサッタム」の奥付によると、このダマタッは、ワーガルー王の要請によって比丘ブッダゴーサがモン語からビルマ語に翻訳したもので、現存するワーガルー・ダマタッの写本は1707年に筆写されている。<sup>(15)</sup> このワーガルー・ダマタッとヒンドゥー諸法典との比較は、既にフォルヒハンマーによって詳細に行われており、マヌ法典に見られないワーガルー・ダマタッの規定の大半は、ヤージュニヤヴァルキヤ、ナーラダ、ヴリハスパティ等、マヌ以外のヒンドゥー法典に大きく依拠している事が指摘されている<sup>(16)</sup>。

現存する1707年の貝葉写本の原典が13世紀後半に編纂されたものかどうか、その真偽はともかくとして、このワーガルー・ダマタッとダマウイラータ・ダマタッとの間にはどの様な共通点があり、どの様な違いがあるのだろうか。内容の検証を行なう前に、章構成を見てみる。両者の章構成は、次のようになっている。

	ワーガルー・ダマタッ	ダマウイラータ・ダマタッ
1.	債務	債務
2.	子女の結婚	寄託
3.	離婚	他人の財の売却
4.	姦通	贈与の返還
5.	贈与	報酬の配分
6.	相続	労務者の賃金

7.	売買	誓いへの裏切り
8.	寄託	牛の所有者と牛飼い
9.	担保	売買
10.	財の分配	境界
11.	賭博	中傷
12.	労務者の賃金	窃盗
13.	四本足と二本足	暴力行為
14.	奴隸	殺人
15.	暴力行為	夫婦の間柄
16.	中傷	奴隸
17.	境界	遺産相続
18.	窃盗	賭博

全部で18章から構成されている点では、ダマウイラータもワーガルーも同じだが、一見して明らかのように、18章の順番は両者間で大きく食い違っている。共通した章は第1章の債務だけで、残りは全て順番が合致しない。この不一致の理由は、章の順番をワーガルーで意識的に変更したからではないかと考えられる。因みに、ワーガルーでは、（2）子女の結婚、（3）離婚、（4）姦通、（6）相続といった民法的規定は先に置かれ、（7）売買、（8）寄託、（9）担保といった商法的規定は中央に、そして、（15）暴力行為、（16）中傷、（18）窃盗といって刑法的規定は後に置かれている。このビルマ語訳の基になったモン語版のダンマサッタム自体がもともとこのような順番であったのか、あるいは、訳者ブッダゴーサが意識的に章順を変えたのか、知る術はない。<sup>(7)</sup>

両者を比較してみると、両者間には、（1）ダマウイラータでは「夫婦の間柄」という題名で一本化されている事項がワーガルーでは「子女の結婚」「離婚」「姦通」と3項目に分割されている。（2）ダマウイラータでは規定されている「他人の財の売却」「誓約への裏切り」「殺人」の3項目がワーガルーでは消滅している。（3）ワーガルーには「担保」「四本足と二本足」という新しい項目が設定されている等の違いが存在している。

以下、ダマウイラータとワーガルーとの間で共通する項目を、ダマウイラータ

の中から抜粋、邦訳し、それらと対応するワーガルーの項目番号を各文末毎にカッコに入れて示す。そうする理由は、ダマウイラー写本に項目番号が付されていないことによる。

#### （1）債務

債権者の身分が高位である場合、債権額が10であれば、階段の上で誓約させよ。債権額が20なら階段の下で、30なら精霊の宿る大木の下で、40、50なら仏像の足下で、誓約させよ [5]

債権者が貸したと言い、債務者は借りていないと否認している場合、債権者は貸した年月日、借りた人の名前、数量（金額？）を証人を立てて立証せよ。債権者の言い分が正しい事が立証されれば、債権者の主張した額を債務者に返済させよ [4、6]

債権者が貸したと申し立てても、貸した年月日、借りた人の名前、貸した事実を証明できる証人等がいなければ、債権者は主張していた額を、債務者に支払え [4]

債務者が保証人を立てて借りた場合、債務が返済されない限り、保証人の責任は免除されない [10、11]

債務者が行方不明になったり、死亡したりした場合は、保証人が元金を返済せよ [11]

夫が借りたことを妻が知らず、妻が借りたことを夫が知らない場合、債権者は配偶者に請求できない [7、9]

ダマウイラーとワーガルーとの間で共通する事項は、債務については以上の7項目であるが、完全に一致しているわけではない。例えば、債権者の誓約場所を債権の金額に応じて変更する点ではワーガルーでも同じだが、「金額が10チャッの場合は座ったままで誓約せよ。20なら立って、30なら東を向いて、50なら日の出時刻に誓約せよ」のように、ダマウイラーの場合とは異なる。

#### （2）寄託

財を寄託する場合には、預かり主の面前で、品名、数量（金額？）を明記し、包装して預けよ [88]

預かり主は、寄託されたものの性質に応じ、上に置くものは上に置き、下に置

くものは下において保管せよ [88]

屋内に保管すべきものを屋外に置いたり、上に置くべきものを下に置いたり、下に置くべきものを上に置いたりして、寄託物が紛失した場合、預かり主は、代価の半額を弁償せよ [88]

預かり主が寄託物を隠したり、預け主が引取りに来たとき紛失したと偽って引き渡さなかった場合、その代価を償え [88]

寄託物が、火災、盗難、水没、王権の変動に伴う損壊などにあった場合、預け主は寄託物を失う [88]

ワーガルーの寄託の章は88、89の2項目だけであるが、88項の規定は、殆どその全文がダマウイラーの寄託の項目と合致する。但し、保管場所が不適切で寄託物が紛失した場合ワーガルーでは全額弁償が義務づけられていたり、寄託物を故意に隠した場合ワーガルーでは窃盗扱いされる等の違いは見られる。

#### (3) 贈与品の返還

財の贈与には、(1) 輪廻を念じて、(2) 愛するがゆえに、(3) 災厄を恐れて、(4) 愚かなるがゆえに、(5) 学識を望んで、(6) 情欲によりの6種がある [63]

輪廻を念じて贈与した者の返還請求はできない。返還を請求した者は刑罰として笞で6回打ちのめせ。愛するがゆえに渡した贈与品は返還請求されたら返還すべし、災厄を恐れて渡した贈与品は返還可能。愚かなるがゆえに渡した品は半分まで返還請求ができる。学識を欲して渡した品は学識習得済みの場合は返還請求できない。情欲に基づく贈与品は賄賂であるから贈与した者の欲望が満たされた後であれば返還請求できない [64]

#### (4) 労務者の賃金

雇われた労務者が戦場に派遣されて死亡または行方不明となった場合、賃金を全額支払ってあれば賠償の責任はない。賃金が半分しか支払われていなければ残り半分(15チャッ)を支払え。全額未払いの場合には身体代償30チャッを償え [102]

船主から賃金を貰って舟を操船する船頭は、舟が沈んで積み荷が紛失したら全額弁償せよ [100]

洗濯屋が預かった衣類を紛失した場合、弁償せよ [99]

賃金を貰って家畜の世話ををする場合、家畜が死ねば尻尾や皮を（家畜の持ち主に）見せ、肉を引き渡せ [103]

牛車を貸借りする場合は、行く先と年月日とを定めて、借賃を決定せよ [104]

舟を貸借りする場合は、行く先と年月日とを定めて、借賃を決定せよ [104]

この章は、ダマウイラータでは多いが、ワーガルーでは5項目と少ない。

#### (5) 牛の所有者と牛飼い

家畜の飼育を引受けた者は、家畜が死ねば、皮や尻尾を牛の持主に引き渡せ。

飼育料を弁済する必要はない [106]

村の傍の田畠に囲いが無いため家畜が侵入して食い荒したとしても、責任はない [108]

家畜が勢いよく駆け回って人間にぶつかり怪我をさせても、責任はない [110]

この章は、ワーガルーでは「四本足と二本足」という題名になっている。

#### (6) 売買の解除

売買契約をして約束の日に代金が払えず1年以上経過すれば倍額を支払え [85]

価格を定め引渡し日を決めている場合、約束の日に商品の引渡しが行われず、年を越せば価格の倍額を弁償せよ [85]

売却財の返済に関する規定はワーガルーには3項目しかない。

#### (7) 境界

村落においては、村の境に巨大な榕樹、サボテン等、境となる標識を立てて置くべし [171]

土地の境には、神社、井戸、池、宿坊、寺院、精舎、仏塔、標識石柱等を立てておくべし [171]

他人の土地、他人の池、井戸、沼、田畠、樹木等を、他人の所有物だと知りながら、強奪破壊した場合には、刑罰に処せられる。強奪した場合には罰金600、他人の所有物と知らずに壊した場合には罰金200を支払え [172]

#### (8) 中傷

身分高き人の座に資格の無い者が座った場合、尻を切り取るべし [164]

汝は誰某の家に忍び込み、これこれしかじかの財産をいかほど盗んだと数字を

挙げて非難した場合、それが事実でなければ、非難した者に数字どおりの額を賠償させよ [157]

汝は誰某の奴隸なり。汝の身体代価は幾らで、誰の家でどんな労働に従事している等と罵倒した場合、それが事実でなければ、奴隸の代価を定めて賠償せよ [158]

汝は魔女なり。汝は誰某の子供を殺して食ったと罵った場合、それが事実でなければ、銀15チャッ支払え [158]

中傷に関する処理の仕方は、ワーガルーとダマウイラータとでは必ずしも一致しない。例えば、相手を泥棒呼ばわりした時のワーガルーの規定は窃盜罪に相当する額の賠償が義務づけられているし、相手を奴隸、または魔女呼ばわりした場合のワーガルーの賠償措置は金銭ではなく奴隸1人の引渡しとなっている。

#### (9) 窃盜

国王の財宝を盗んだ者は盗品の10倍相当分を償え。その後、国外へ追放せよ [176、177]

庶民の財産を盗んだ者は、盗品の5倍相当分を償え [177]

象を1頭盗めば2頭償え、奴隸を1人盗めば5人、馬を1頭盗めば8頭、水牛は5頭、牛は30頭、山羊、豚は50頭、鶏、家鴨は100羽を、償え [174]

子犬を盗めば純金10チャッ償え。小鳥を盗めば純銀2チャッ、猫を盗めば純金12チャッ償え [175]

囮を仕掛けて捕えたシャムシカ、ブタシカ等を盗めば、1頭につき10頭償え [175]

金銀宝石を盗めば盗んだ品の5倍を償え [177]

唐臼、杵を盗めば2倍償え [178]

ヤマイモ、サトイモ、クズイモを盗んでも窃盜とは言えない [178]

他人の樹木を引き抜いたり、枝を折ったりすれば、純銀2チャッ、水田の稲を盗み刈りすれば、銀15チャッ、箕に掛けた糲を盗めば盗んだ量の5倍償え [179]

窃盜の章には共通事項が多いが、ダマウイラータとワーガルーとでは賠償額が異なる。例えば、庶民の財を盗んだ場合、ワーガルーでは2倍の賠償、家畜を盗んだ場合の賠償数は馬が5頭、水牛15頭、愛玩用生き物の場合は、子犬5匹、小

鳥5羽、猫2チャッとなっている。ヤマイモ、サトイモ、クズイモ等を盗んだ場合、それが天然の場合には無罪とされるが、ワーガルーでは盗品の5倍分の賠償が義務付けられている。

#### (10) 暴力行為

身分卑しき者同志が殴り合って、片目が潰れたり、腕が折れたり、頭が割れたり、頬に傷ができたりした場合は、銀30チャッ支払え [151]

少年2人が殴り合いをした場合、相手に怪我を負わせても無罪 [156]

狂人が狂人を殴っても無罪 [156]

二人の者が格闘し、相互に、頭や頬、耳が傷つき、歯が折れ、手足が折れ、あるいは死んだとしても、それが同意の上であれば、無罪 [156]

着ているタメイン（女性用下衣）やパソー（男子用下衣）を力ずくで脱がせた場合、身体の恥部を覆う物を強引に剥ぎ取る破廉恥行為だから、金板3枚償え [154]

他人に唆されて第三者を殴り死なせた場合、教唆した者も実行した者も、共に身体代価を3倍償え [155]

暴力行為の章では、ダマウイラーでは加害者と被害者の身分が高いか低いか同位かによる区別に重点を置いているのに対し、ワーガルーでは被害の部位（頭、顔、耳、舌、唇、頬、胸、皮膚等）と被害の度合い（骨折、出血、裂傷等）に応じて賠償の仕方を規定している。両者間で共通している事項でも、対処の仕方は異なる。例えば、同位身分の者同志による喧嘩 [151] の場合ワーガルーでは奴隸を提供する事が規定されているし、[155] では教唆犯10チャッ、実行犯2チャッという具体的金額の支払いが義務付けられている。

#### (11) 殺人

人を殺した場合、30チャッ相当の人を殺したら30チャッ償え、10チャッの人を殺したら10チャッ償え、相手が身分の高き人なら高き人なりに、身分卑しき者ならば卑しき者なりに、償え [152]

殺人の規定はワーガルーにはない。ワーガルーの [152] は暴力を振って相手を死なせた場合すなわち過失致死の規定で、相手の身分に応じて奴隸の提供を義務づけている。

### (11) 夫婦

夫にとって妻には7種ある。（1）母に等しき妻、（2）妹に等しき妻、（3）友人に等しき妻、（4）主人に等しき妻、（5）敵に等しき妻、（6）泥棒に等しき妻、（7）奴隸に等しき妻、以上の7種である [38]

以上7種類の妻の内、母に等しき妻、友人に等しき妻、妹に等しき妻、奴隸に等しき妻、の4種は離婚してはならない。一生連れ添うべし [40]

主人に等しき妻、敵に等しき妻、泥棒に等しき妻、この3種の妻とは、たとえその間に子供が10人生まれていても、離婚すべし [39]

女には、酒飲み、良からぬ者達と付き合う者、夫の言う事を聞かず夫と言い争う者、夫の稼ぎを浪費する者、家の外に間男を作る者、他人の家庭に出入りする者など、6種の罪業がある [35]

夫がよそへ出掛ける時、妻は、夫が帰って来るまで待つべし [46]

夫婦が仲違いをして、夫は妻を必要としない、妻も夫とは一緒に居たくないという場合、財産を分け合って初めて夫婦の絆が切れる [44]

ダマウィラータの「夫婦」の章に相当するのは、ワーガルーの「離婚」の章である。両者間の共通項目でも細かな違いはある。例えば、よそへ出かけた夫を妻が待つ場合、ワーガルーでは、親の元へ行った場合3年、稼ぎに出掛けた場合4年、学問のために出掛けた場合6年、戦争に出掛けた場合8年というように、条件に応じて年数を定めている。また、協議離婚の財産分割では、財産を3等分して3分の2を夫が、残りを妻が取得することをワーガルーは規定している。

### (13) 妾通

人目につかぬ物影で人妻と挨拶したり言葉を交わしたりすれば、姦通の罪で銀15チャッを支払え [48]

男が人妻と過ちを犯せば、銀30チャッを償え [54]

女が男のもとを訪れて関係を持ったとしても、男に罪はない。たとえその女が国王の妃であっても、罪はない [61]

人妻と同衾中の姦夫を捕まえれば、その場で殺してよい。但し、階段を一歩でも降りれば殺してはならない。もし殺せば3倍償え [50]

夫には知らせるなと言って、女に、帯、指輪、耳飾りを渡した。女が夫に事実

を告白したら（男は）渡した品を取り返す事ができる [55]

人妻に、帯、指輪、耳飾りを渡して関係を持ったことがその夫に発覚した場合、（姦夫は）汝の妻には代償を支払っていると言う事は出来ない。姦通の代償を支払え [55]

人妻が代償を貰って密通し、その事実を夫に告白した場合、夫は、妻の姦通の代償を（相手の男に）請求する事はできない [55]

人妻の不倫の代償を夫が受取る事なく死亡した場合、その代償を親や血族が受取る事はできない [52]

身分高き者が身分卑しき人妻と密通した場合、相手の身分に応じて賠償せよ [53]

娘が同意しないのに無理やり犯した場合、（男の）人指し指を切断せよ [47]

女が処女ではなく、結婚の経験があり、出産経験もある場合には、男に罪はない [61]

ワーガルーでは「姦通」は独立した章となっているが、ダマウイラーでは「夫婦」の章に含まれる。両者の間の共通項目には、細部に亘る違いがある。例えば、ワーガルーの [48] では、人妻と言葉を交わす事以外に、人妻の手を握る、夫の留守中に訪れる等、幾つかの行為が併記されている。また、[54] の賠償金額は銀30ではなく15チャッとなっている。ワーガルーの [53] では、人妻が奴隸の妻の場合には奴隸1人、庶民の妻なら奴隸2人、農民の妻なら奴隸3人、商人の妻なら4人を提供する事が義務付けられている。なお、ワーガルーの [47] では、刑罰は指の切断ではなく「地獄に堕ちよ」という呪詛になっている。

#### (14) 子女の結婚

娘を嫁がせると言って親が婚資を受取った。嫁がせる時に約束していた娘ではなく別の娘を嫁がせれば、婿は、娘を二人とも妻に出来る [23] :

婚資は、娘を嫁がせる前に婿に請求せよ。結婚させた後請求しても得られない [31]

嫁がせると約束して婚資を受取っておきながら娘を嫁がせなかった場合、婚資は倍額返済せよ [27]

嫁がせると約束して婚資を受取っておきながら、別の男に嫁がせた場合、婚資

は倍額返済せよ [28]

娘が男と性的関係を持ち、駆落ちをし、子供が10人生まれたとしても、親が認めなければ、連れ戻す事ができる [30]

「子女の結婚」はワーガルーでは独立した章であるが、ダマウイラーでは「夫婦」の章に包含されている。

#### (15) 奴隸

奴隸には、王より下賜された奴隸、飢えのため食べ物を貰ってなった奴隸、戦場で捕虜となった奴隸、家系的な（先祖代々の）奴隸、女奴隸から生れた奴隸、危険から逃れ保護を求めてなった奴隸、親から相続した奴隸、代金を支払って購入した奴隸、担保入質された奴隸、以上12種類の奴隸がある [23]

債務の為になった奴隸は、債務を返済すれば自由になれる [116]

飢えのためになった奴隸は、食べ物の費用として銀15チャッを支払えば、自由になれる [116]

捕虜奴隸は親族が身体代価を払えば、自由になれる [116]

女奴隸の腹から生れた奴隸は、持主に代価を受け取る意思があれば引渡す事ができる [116]

危険を恐れてなった奴隸は、危険が去った後、礼儀を尽くし贈物を捧げて許しを請うた場合には、自由になれる [116]

担保奴隸は、代価を定めて、その半額を担保とせよ。病気になれば親の許に送り返して治療させよ [91]

担保には、固定担保、変動担保、編入担保の三種類<sup>(18)</sup>がある。固定担保は、子孫に至るまでの家系の繋りを絶った担保である。変動担保は必要とされる時にのみ労働力を提供する担保である。編入担保とは1季節ないし2季節と期間を定めて（土地を）入質する事である [90]

奴隸の章は、ワーガルーでは31項目と多い。ダマウイラーとの共通項の中には、差異がみられる。例えば、奴隸の種類はダマウイラーでは12種類（例示された9種以外に「中傷または暴力行為によってなった奴隸」や「窃盗のためになった奴隸」等も含む）だが、ワーガルー [115] では14種類に区別されている。また、3種類の担保の説明がダマウイラーとワーガルーとでは異なる。固定担保

と変動担保とが人間を対象とした人身担保である点はダマウイラータでもワーガルーでも同じだが、後者では身体原価を直接対象とした場合が固定担保であるのに対し、変動担保は価格の半分である点が異なる。

#### (16) 遺産相続

父が死亡して男子と母とが遺産を分け合う場合、長男が両親の財産形成に貢献していれば、父の所有していた象、馬、刀、槍、装身具等を相続することができる [71]

長男が優先的に取得した後残った財産（金、銀、家畜、穀物、家具什器等）は、これを4等分し、母が4分の3、長男は4分の1の相続を認める [72]

母が死亡して長女と父とで遺産を分け合う場合、母が身に着けていた帯、指環、腕環、耳飾り、足飾り、数珠等の装身具類は、長女に相続せしめる。母が生前身に着けていた装身具は娘のものである [73]

長女が優先的に取得して残った財産（金、銀、奴隸、家畜、穀物、家具道具等）は、父が4分の3、長女は4分の1の相続を認める [74]

両親が死亡して、長男（オーラーサ）と他の息子たちとで遺産を分け合う場合、長男は、金、銀、奴隸、家畜の内、好みの物を先に取得する事ができる、その後残りを10等分して10分の1を受け取り、更に残りを10等分してその10分の1を取得する事ができる。他の息子たちは残額を10等分してその10分の1ずつを相続せよ [75]

両親が死亡した場合、長女（オーラーサ）は、金銀、奴隸の内、好みの物を先に取得する事ができる、その後残りの財産を20等分して、その20分の1を取得する事ができる。長女以外の娘たちは、残った20分の19を更に20等分して、その20分の1を相続する事ができる [75]

息子には、16種類ある。その内、親の遺産を管理できる者は、長子たるオーラーサである [83]

男子の中に、啞、吃、白痴、癩病み、盲人、聾、性不具者、両性具有者（ふたりなり）等がいる場合、親族から追放すべし [82]

これら身体に欠陥のある男子は、他の男子と対等に遺産を相続する事はできない。食べたり着たりできる程度の額を渡すべし [82]

相続人がだれもいない場合、遺産は国王が没収する [79]

先妻の子供を連れた男と先夫の子供を連れた女とが再婚して子供が生まれた。その後、夫婦が共に死亡した場合、先夫の子は先夫が持参した財産を相続し、先妻の子は先妻が持参した財産を相続する。再婚後生まれた子供は所帯を持った後形成された財産を相続せよ [78]

遺産相続の項目も、細部についてワーガルーとダマウイラーとでは異なる。例えば、ワーガルーの [75] での配分法は、長男が父の身の回り品を、長女が母の身の回り品を相続した後、残りの財産を長男が2、次男が1、次女は2分の1の割合で相続する。但し次女が弟より年長の場合には弟と同額、次男と次女は同額、末男と末女は同額となっている。

#### 4. ダマウイラー写本に見られる特徴

ダマウイラー写本の内容を、マヌ法典やワーガルー・ダマタツと比較対照すると、ダマウイラーには幾つかの特徴がある事が判る。その一つは、仏教的潤色であり、もう一つの特徴は插話（エピソード）の活用である。

仏教的潤色は、仏陀の引用や、三蔵、経蔵、律蔵への言及によってうかがえる。そのうち、仏陀の引用は、四悪趣の説明（写本コピーでは3ページ）や人を殺すことを厳しく戒めている箇所（殺人の章、133ページ）等がそうである。三蔵への言及は、子供に16種あることの説明（相続の章、179ページ）、長部教典（127ページ）、律蔵（129ページ）等がそうである。また、ジャータカへの言及として、マホーサダーの引用（判事の心得、104ページ、115ページ等）が見られる。

插話（エピソード）は、規定事項の具体的例として使われており、全部で11例見られる。その概要を邦訳すると次のようになる。

##### （1）賄賂を貰って不正な判決をしたベナーレスのバラモン

昔、ベナーレスで、あるバラモンが賄賂を貰って、訴訟に勝つべき人を敗訴にし、当然敗訴すべき人を勝訴にした。ある日、バラモンは、修行中の聖者に熟したマンゴーの実を寄進した。死んだバラモンは、聖者にマンゴーを寄進した功德によって、マンゴー園の所有者に生まれ変わった。しかし、賄賂を貰って不正な判決をしたその因果で、昼間は餓鬼の姿になった。体はハナモツヤクノキの花の

ように真赤で、立て髪のように鋭く尖った四肢で我が身を食らう。しかし、口は針のように小さい。裁きは、公正に行うべし。

#### （2）四悪趣に墮ちたカーラスッタ王

燃灯仏の在世中、カーラスッタ王の国でカーラという名のバラモンとマーティン行者との間で揉め事が起きた。バラモンが行者に不当な仕打ちをしたのである。裁きの席でカーラスッタ王は、十分に吟味もせずに双方に納得のいく尋問もせずに、バラモンを一方的に勝訴とした。そのため王様は、大地に呑み込まれ、四悪趣に墮ちた。裁きは、紛争当事者を十分に取り調べた上決定すべし。

#### （3）胎児にも返済義務あり

燃灯仏の在世中、マハーダンマヴィジャヤ王の国に住むある夫婦に男子が二人生まれた。その日の暮らしにも事欠く程貧乏だった夫婦は、借金で命をつないだ。その内、三番目の子供が生まれた。娘であった。娘は盲目であった。両親は、娘が生まれて1週間目に死んだ。兄二人は、債権者に請求されて債務を返済した。娘は盲目であることを燃灯仏に訴えた。汝は、母親の胎内に居る間、他人からの負債で命を長らえた。債務の一部を汝が分担したら、目も見えるようになるだろうと言うのが燃灯仏の説明であった。末娘は、仏の言葉に従って、債務の一部を兄二人に返した。すると、両目が開いた。債務は、胎内の子供といえども免れられない。

#### （4）ミティーラー国での米の貸し借り

昔、ミティーラー国で長雨が続き、米蔵の米がコクゾウムシに食い荒らされて飢饉になった。餓死する人もでた。米価は1纏斗銀1チャッまで騰貴した。債務者は1纏斗銀1チャッの約束で米10斗受取ったものの、期日が来ても銀を引渡さなかった。そのため、1纏斗の米が2纏斗分となった。債権者は銀1チャッ受取った時、銀を2倍支払うべきだと債務者に要求した。債務者は、銀を2倍支払えば米は20斗分になる。銀の価格から言えば1チャッで十分だと答えた。債権者は、銀1チャッの価格で米を渡したのだから、米2纏斗分が銀2ムー（訳注。1ムーは10分の1チャッ）にしかならない。8ムー損だ。二人の争いはマヌの裁きに委ねられる事になった。争点は、借りた米1纏斗を2纏斗にして返済すべきか、米1纏斗当たり1チャッの代金を2チャッ支払うべきかという事だった。判決は、

米1纏斗当たり銀1チャッの約束だから、債務者は代価1チャッを支払え。返済すべき米は1纏斗が2纏斗になっているのだから、利息として米1纏斗を引渡せというのであった（訳注。代金を銀で支払うと言って受取った後、約束の日に支払えなかった場合、米は銀の価格に応じて計算の上、支払う。米の利息は、利息として支払うという債務支払いの原則の説明である）

#### （5）ベナーレスのバラモン 7人の庭師夫妻

昔、7人のバラモンがベナーレスで行乞をした。収入総計は銀600チャッであった。一人100チャッにならない。7人はベナーレス王の庭師の家に銀600を預けた。そして銀を引渡すには7人全員揃ったところで引き渡すように頼んで立去った。庭師の家からはもはや大声を出しても聞こえないほどの距離まで去った時、バラモンの一人が法螺貝を置き忘れたから取りに戻ると言って戻ってきた。庭師の家にやって来たバラモンは、先程預けた物が無事に戻らないと困るので、皆が私を取りに寄越したのだと言った。立ち止まって待っている6人のバラモンは、法螺貝を取りに戻ったバラモンに早く来いよと手招きした。仲間が早く来いと手招きしているのが見えないのか、早く渡してくれとバラモンは督促した。庭師夫婦は、バラモン達が遠くで手招きしている姿を見て、バラモンの言うことを本当だと思い、銀600を渡した。バラモンが庭師の家を去ったのを見た仲間のバラモン6人は、再び歩き出した。銀を受け取ったバラモンは途中で脇道に逸れて姿をくらました。6人のバラモンは法螺貝を取りに戻ったバラモンがいくら待っても戻って来ないものだから、庭師の家へ引き返して訳を尋ね初めて事実を知った。彼は法螺貝を忘れたといって取りに戻ったのだ。預けた銀を取ってこいと言って寄越したのではない。寄託物は我々7人揃っているところで引き渡すように頼んで預けた。なぜ彼一人だけに渡したのかとバラモンたちは庭師夫婦を非難した。争いは法廷に持ち込まれた。ベナーレスの国王は、条件付きで寄託した財を条件が整っていないのに引渡したのは、庭師の契約違反である。庭師夫婦はバラモン6人の奴隸としてバラモンに奉仕せよと判決を下した。庭師夫婦は6人のバラモンに交替で仕えた。その内、夫婦に娘が生まれた。成人した娘は、自分の親がバラモン6人に奉仕している訳を親に尋ねた。そして、バラモンへの奉仕を止めるよう親に告げた。バラモン達は、庭師夫婦が奉仕を止めたので、再び王に訴えた。裁判

の席上、庭師の娘は述べた。バラモン達が財を預けた時、7人揃ったところで引き渡すようにという条件であった。預かった財を返還する。約束どおり7人揃ったところで引渡す。バラモンに7人揃ってほしいと申し出た。国王はバラモンが全員揃うよう6人は残りの一人を捜し出せ。捜し出せない以上、寄託物を取り戻す事はできないと判決した。バラモン達は敗訴し、庭師夫婦は奴隸の身から解放された。

#### (6) 弟子のラーフーラーと猿のラーフーラー

昔、ある寺にラーフーラーという弟子がいた。和尚は、ラーフーラーの両親に金の包みを封印して預けた。金が必要となったので、包みを受け取り、寺に持ち帰って開けてみると、包みの中の金は黒鉛や赤銅に変っていた。包みを預ける時に立会い人がいなかったから、裁判にかけても有利な判決は期待できないと考えた和尚は、猿を一匹手にいれてラーフーラーと命名した。猿のラーフーラーが名前を呼ばれただけで和尚の傍へやって来るようになった頃、和尚は、弟子のラーフーラーを使いに出し、その留守にラーフーラーの両親を招いた。ラーフーラーの親が寺にやって来ると、和尚は、ラーフーラーと呼んだ。すると猿が姿を現した。ラーフーラーの親は、人間が猿になる筈はない。息子を返してくれと怒った。そこで和尚は、汝等の手元に預けた拙僧の純金とて黒鉛や赤銅になる筈はないと言い返した。かくて、純金は和尚の手に戻った。

#### (7) ベナーレスの王と別当の妻

昔、ベナーレスの王が夜間、馬に乗って外出した。別当の妻を見初めた国王は、別当が馬に餌を食わせている間にその妻を犯した。二人を目撃した別当は、国王の短剣を奪い取って殺そうとした。国王はそれを押し止めて言った「朕を殺すなされ、今汝が朕を殺せばそれだけの話だ。明朝王宮へ参れ。汝に賞を取らせる。証拠の品としてその短剣を持参せよ」。翌朝、別当は、短剣を王宮に持参した。すると国王が言った。「朕には、汝の妻と関係を持つ権利があると思う。朕が有罪かどうかという判断を第三者に仰ぐべし」。二人は、こうしてマヌ行者のもとへ赴いた。途中、別当は、行者への贈物としてカメとオオトカゲとを捕えた。すると国王が、汝はこの手綱をもっているべしと言った。国王は別当からカメとオオトカゲとを受取って、手綱を別当に渡した。マヌの所にやって来た国王は、持

参したカメとオオトカゲとを行者に寄進した。それから二人は、事情を説明した。行者は述べた。別当は拙者に進呈せんとしてカメとオオトカゲとを捕えた。しかし、拙者に差し出したのは別当ではなく国王だ。奴隸のカメも奴隸のオオトカゲも、その所有権は主君にある。夫が奴隸なら、その妻も奴隸なり。その妻を国王が犯したとしても罪はない。

#### (8) ベナーレスのバラモンと4人の妻

昔、ベナーレスに住むあるバラモンが、バラモンの女性、王女、商人の娘、庶民の娘の4人を妻に娶った。その4人に息子が一人ずつ生まれた。バラモンが死んだ時、遺産をどう配分すべきか、国王の判断を仰いだ。バラモン女性の息子は10分の4、王女に生まれた子は10分の3、商人の娘に生まれた子は10分の2、庶民の娘に生まれた子は10分の1をそれぞれ相続せよと言うのが、国王の判決であった。

#### (9) ベナーレスの長者と7人の子供

燃灯仏の在世中、ベナーレスに住むある長者に、男児が5人、女児が1人生まれた。長者の妻が最後に出産したのは、人間ではなく一匹の蛇であった。腹を痛めた吾子には違いないので、二人は、家の垣根の傍に穴を掘って蛇を飼った。蛇が唐鋤ぐらいの大きさに成長した時、長者夫婦が死んだ。子供達6人は、長子が先に取るべきものを取った後、残りの遺産を6等分した。そこへ蛇が現われ、6等分した財産を崩した。何度財産分けをしても蛇が妨害する。長子は国王に訴えた。すると国王が、蛇とて長者の子供に変わりない。遺産の分け前をほしがっているのだ。蛇の相続分も考慮せよと判決した。長者の遺児達は遺産を7等分した。蛇は自分の相続分を末の妹に与えて、穴の中へ戻っていった。

#### (10) ベナーレスのダナンジャヤ長者の相続

ベナーレスに住むダナンジャヤ長者は、何不自由無く暮らしていたが、妻が死んだ後、金銀、奴隸、家畜など財産全てを息子夫婦に譲って世話を受ける事にした。最初の内親切であった嫁は、その後次第に邪険になった。長者は落胆した。片手に杖を、もう一方の手にお碗を持った長者は、町中を徘徊した。そこへ象に乗り白傘を挿したベナーレスの国王が通りかかり、訳を尋ねた。長者から事情を聞いた国王は、息子夫婦に渡していた全財産を返却させた上、王宮の傍らに長者

用の屋敷を建てて面倒を見た。そして長者が死ぬと、その遺産を全て相続した。

#### (11) 舎衛城の長者の息子と紅玉の指環

昔、舍衛城に住む長者が、生まれた男子を搖籃に載せ命名する時に、10万チャッの値打ちのある紅玉の指環を首に吊してやった。男子は7歳になった時、仏門に入つて沙弥となり、満20歳で比丘となった。ある時、旅の途中で体調を崩した比丘は、とある精舎に立寄つて宿泊した。そこでは、和尚が熱心に面倒を見た。死期が近い事を悟つた比丘は、袈裟の縫縁に入れて置いた紅玉の指環を和尚に示して息を引取つた。和尚は亡骸を荼毘にふし、懇ろに弔つた。そこに息子を捜して舍衛城の長者がやってきた。一部始終を知つた長者は、わが子に与えた紅玉の指環を返還するように和尚に要求した。釈尊の元に出頭した二人は、事情を訴えた。釈尊は、故人の遺産は病の時に世話をした者、死んだ後荼毘にふした者こそ相続すべきだと述べた。

以上、11例の插話の内、預かり主は寄託物を預けた本人以外に引渡してはならないという原則の具体的説明である第5話「ペナーレスのバラモン7人」はレッウェートンダラ卿の作品「仏典叙事詩ターデイナ」の第34節にも見られる。<sup>(19)</sup> また、国王が奴隸の妻と関係した第7話「ペナーレスの王と別当の妻」、蛇にも相続権があるとした第9話、末期の世話をした者が遺産を相続するとした第10話及び第11話の4話はモン語のダンマサッタムに同じ内容の插話が見られる。<sup>(20)</sup>

#### まとめ

ミャンマーの国立図書館に所蔵されているダマウイラータ・ダマタッの貝葉写本は、その枠組を見る限り、インドのマヌ法典の構成、就中、司法を取扱つた第8章及び第9章すなわちヴァヴァハーラをモデルにしている事は疑いない。しかし、内容的にみると、マヌ法典やヤージュニヤヴァルキヤ、ヴリハスパティ等ヒンドゥー法典の内容と共通する面は殆ど無い。勿論、若干の条項で共通点は見られるものの、ダマウイラータ写本の内容の大半はヒンドゥー法とは無関係である。それ故にこそ、ビルマのダマタッはインドのマヌ法典とは関係なくまったく独自に発達したと主張する説<sup>(21)</sup>が、ビルマでは今日尚有力なのであろう。

ダマウイラー・ダマタッは、このようなヒンドゥー諸法典との関係は比較的希薄だが、13世紀の終り頃に南ビルマのモン族の国で編纂されたと言われるワーガルー・ダマタッとの間にはかなりの共通性を示す。だからと言って、ダマウイラー・ダマタッとワーガルーとが、原典とその派生文献という密接な関係にあるという事も断定し難い。ダマウイラー写本には仏教的潤色が見られたり、ジャータカ等からのエピソードの引用が目立つのに対し、ワーガルーにはそうした夾雜物がなく、内容的には極めて簡素である。こうした事実から判断する限り、ワーガルーの方がマヌ法典により近く、ダマウイラーの方が余分な要素をあれこれ包含している分、後世編纂された可能性を暗示している。

ダマウイラーとワーガルー及びマヌ法典の三者間<sup>(22)</sup>には、決して多くはないものの、共通する項目が見られる。例えば、「債権者が貸したと主張、債務者は借りていないと否認している場合」(マヌ8-158、ワーガルー4、6)、「債権に関する保証人の責任」(マヌ8-158、ワーガルー10、11)、「火災、盜難、水没などの不可抗力による寄託物への権利の喪失」(マヌ8-189、ワーガルー88)、「柵が無い農地への家畜の侵入」(マヌ8-238、ワーガルー108)、「境界標識の設置義務」(マヌ8-246、ワーガルー171)、「他人の所有地の不法略奪」(マヌ8-264、ワーガルー172)、「身分低き者が身分高き者の座に坐った場合」(マヌ8-281、ワーガルー164)、「暴力を振るって相手に怪我させた場合」(マヌ8-284、ワーガルー151)、「女の六種の罪業」(マヌ9-13、ワーガルー35)、「夫の出張と妻の留守義務」(マヌ9-75、ワーガルー46)、「人妻との物陰での疑わしき挙動」(マヌ8-356、ワーガルー48)、「奴隸の種類」(マヌ8-415、ワーガルー23)、「長男（オーラーサ）の特別相続権」(マヌ114、ワーガルー71、75)、「身体欠損者への相続権の排除」(マヌ9-201、ワーガルー82)、などである。

以上述べた事実を勘案すると、ダマウイラー・ダマタッは、ヒンドゥー法、特にマヌ法典の司法を取扱った規定(Vyavahara)を枠組みとして利用<sup>(23)</sup>し、それまでに蓄積されてきたビルマの慣習を大幅に取入れて形成された可能性が濃厚である。

ダマウイラー写本のビルマ語の語法的特徴や表現上の特徴などを、現存する最古の言語資料であるパガン時代のビルマ語碑文や、アワ時代（15世紀初頭）に

編纂された散文資料「パーラーヤナ・ウットウ（彼岸への道）」等と比較して、その特徴を調べる事も必要であるが、それは次の課題としたい。

註

1. Lingat, R : Evolution of the Conception of Law in Burma and Siam. JSS 38-i 1950 p. 12
2. Kyin Swi : The Origin and Development of the Dhammathats. JBR 49-ii 1966 p. 176
3. Mabel Hayness Bode : The Pali Literature of Burma. Burma Research Society Rangoon 1965 pp. 32-33
4. Forchhammer, E : The Jardine Prize. An Essay on the Sources and Development of Burmese Law from the Era of the First Introduction of the Indian Law to the Time of the British Occupation of Pegu Province. Rangoon 1885 p. 29
5. Thiri Maha Zeyyathu : Kawi Lekkhana Dipani. Rangoon 1923
6. Furnivall. Manu in Burma; Some Burmese Dhammathats. JBR vol. 30 ii 1940 p. 355
7. U Pe Maung Tin : Myanma Sapay Thamaing. Rangoon 1945 p. 17
8. U E Maung : Tekkatho Thon Myanma Zagabye Letywezin. Rangoon 1959 pp. 40-48
9. U Kyaw Dun : Anthology of Burmese Literature. vol. 1 Rangoon 1950 pp. 37-38
10. マヌ法典の内容については、次の文献を参照した。田辺繁子「マヌの法典」岩波文庫；中野義照「マヌ法典」日本印度学会；渡瀬信之「マヌ法典」中公文庫 1991；ダマウイラーの構成とマヌ法典の構成とは、これまでにもティンアウンによって明らかにされている。Htin Aung : Burmese Law Tales. pp. 12-13
11. Kyat. 16.55 グラムに相当する重量の単位。
12. Forchhammer op. cit. p. 36
13. Harvey, G. E : History of Burma from the Earliest Time to 10 March

1824. London 1925 p. 110
14. ペーマウンティン著、大野徹監訳「ビルマ文学史」1992 pp. 546-547
15. King Wagaru's Manu Dhammasattham. Text, Translation and Notes.  
Rangoon 1892 p. 39
16. Kyin Swi op. cit. pp. 202-203
17. モン語の貝葉写本については、ナイ・パンフラがその英語抄訳を明らかにしている。  
Nai Pan Hla : The Significant Role of the Mon Version Dhammasastra..  
Institute for the Study of Languages and Cultures of Asia and Africa.  
Tokyo University of Foreign Studies 1991.
18. 「固定担保」「変動担保」「編入担保」に関する詳しい説明は、ニヤウンヤン朝第3代の国王タールンの質疑に対して答申したカインザーマヌの答申書の中に見られる。それによると、未来における贖身を約束した人身担保を変動担保と言い、贖身しない事を約束した人身担保を固定担保と言う。編入担保とは約束の期間経過と共に債務が消滅するような労働力の提供を指す。Kaingza Manu Yaza : Maha Yazathatkyi.  
Rangoon 1900 p. 68
19. Letwe Thondara : Thadina Pyo. Rangoon 1940 p. 19
20. Nai Pan Hla op. cit. pp. 79-80, 103; 82, 91, 105; 106-107; 107.
21. Htin Aung : Burmese Law Tales. the Legal Element in Burmese Folklore. London 1962 p. 3: Kyin Swi op. cit. p. 204.
22. ビルマのダマウイラー、ワーガルーとインドのマヌ法典の内容の異同を簡潔に論じたものに、フッカーの著書がある。フッカーは、債務、婚姻、離婚、贈与、相続の5項目について、三法典間に見られる異同を指摘している。Hooker, M.B : A Concise Legal History of South-East Asia. Oxford 1978 pp. 18-21.
23. 奥平龍二「ビルマ古代法におけるインド法の受容とその限界」『東南アジア歴史と文化』第12号 1983 p. 10

## A Hand-Writing Copy of the Dhammavilasa Dhammathat

OHNO Toru

A Hand-Writing Copy of a law book entitled Dhammavilasa Dhammathat has been provided to the author, under the favor of the Librarian of the National Library of Myanmar, during the author's stay in Yangon last year. The Dhammavilasa Dhammathat is said to have been one of the earliest law book in Burma. Many scholars, stated, however, that the original is no longer extant. The Librarian explained that the version is preserved in a form of a Palm Leaf Manuscript which can still be seen in the National Library of Myanmar.

A Hand-Writing Copy of that law book denotes that the Palm Leaf Manuscript contains 96 pages in all. The author regrets to say, however, that the Palm Leaf Manuscript itself seems to be incomplete due to the fact that neither the writer's name nor the date of script can be entirely left in the final page.

The Dhammavilasa Dhammathat contains 18 Chapters commencing with Debts and closing Gambling. The number and the order of the titles in that law book are substantially the same in the Hindu Code like Manu Smriti. It seems natural, therefore, that the European scholars claimed the Hindu origin of the Burmese Dhammathat. Almost all the provisions stipulated in the Dhammavilasa, however, show quite different from those in the Manu Code. Some of the European scholars pointed, therefore, out the possibility of the modification of the Dhammavilasa by the Buddhist Religion. One may, in fact, aware of the Buddhistic terms like

Buddha, Tipitaka and Mahosaddha used in the Dhammavilasa. The stipulations in the Dhammavilasa can hardly found in the Buddhist Precepts. Cautious comparisons of the stipulations between the Dhammavilasa with the Manu Code and the Wagaru Dhammathat, which is also regarded as one of the ancient law books in Burma, denote that the main contents of the Dhammavilasa have interpolated gradually in later days as the result of the change of the Burmese community, and owed little to the Buddhist scripture.